

18 歳以下の子を持つ子育て世帯へ給付金

－ 他市に先駆け、6 月 30 日から支給を開始します －

物価高騰により経済的な影響が大きい子育て世帯の負担軽減を図るため、令和 4 年 12 月に引き続き、子ども 1 人あたり 1 万円の給付金を再度支給します。対象は、「児童手当の支給対象となっている 15 歳以下の子ども」または「児童手当の支給対象とならない 16 歳以上 18 歳以下の高校生相当までの子ども」を養育する者で、所得制限を設けず幅広く子育て世帯への支援を図ります。

対象者への案内を他市に先駆け 6 月 15 日に発送し、早ければ 6 月 30 日から支給を開始します。

【令和 5 年度子育て応援臨時給付金】

対象者は令和 5 年 5 月 1 日時点で燕市に住所がある方です。

子どもの誕生日により、以下の表のとおり手続き等が異なります。

対象者 申請	①高校生相当までの子どもを 養育する者	②令和 5 年 5 月 2 日以降令和 6 年 3 月 31 日までに生まれた子どもを 養育する者
1.申請方法	6 月 15 日に発送する確認書 に必要事項を記載し返送	市役所窓口やホームページから 申請書を取得し申請
2.申請期限	令和 6 年 2 月 29 日 (木曜日)	令和 6 年 4 月 15 日 (月曜日)
3.支給時期	6 月 30 日から	

その他：・支給対象児童数（見込み）は 11,300 人です。

（①10,750 人、②550 人）

・養育している児童が燕市外に住んでいる場合等、
特別な事情がある場合は別途対応します。



「子育てするなら燕市で」



には理由がある。

本件についてのお問い合わせ先
こども政策部 子育て応援課：小林、安達
電話：0256-77-8186（直通）